

「港湾工事・業務における総合評価落札方式の新たな取り組み」に関する説明会
 質疑応答

開催日 平成30年3月23日
 14時00分～15時00分
 場 所 神戸地方合同庁舎
 1階第4共用会議室

番号	質 問	回 答
NO.1	・若手技術者登用促進型(工事)(説明資料:P4) 技術指導者が専任の場合と非専任の場合があるが、専任とは現場に常駐ということか。	専任の場合でも現場に常駐は必要ない。 技術指導者は以下の条件を満たすこと。 ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。 ・別件工事で専任配置されていないこと。 ・定期的(1回/週程度)に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。 ・非専任の場合、現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。 ・非専任の場合、発注工事を含め3件以内の配置となっていること。
NO.2	・工事の主任技術者又は監理技術者の配置変更(説明資料:P9) 主任(監理)技術者の申請を複数名から1名のみとなるが、同一の技術者を複数工事に参加申請して先に別件工事を受注した場合は当該工事に申請した技術者が配置できなくなるが、入札の参加資格がなくなるのか。	【当日回答】 先に別件工事を受注した場合についての取扱は本省に確認する。 【確認結果】 競争参加資格はなくなる。申請を取り下げずに申請した技術者で契約日まで継続し、変更申請の受付期間内に技術者を変更できればよい。ただし、変更可能な技術者が配置できない場合は直ちに申請を取り下げる必要がある。従来のように技術者を複数申請すると競争参加資格が無くなるので注意すること。
NO.3	・若手技術者登用促進型(業務)(説明資料:P14) 技術指導者は週1回程度定期的に配置予定技術者の指導を行うこととなっているが、実施記録を提出する必要があるのか。	技術指導者が指導を行ったことを確認する書類が必要となる。
NO.4	・技術提案における承諾事項の取扱 技術提案における承諾事項についてはどのような見直しを行うのか。また、いつ頃ホームページに示されるのか。	監督職員の承諾が必要となる具体的な内容については早い時期(4月上旬目途)にホームページで示したい。

※上記について不明な点があれば確認いただきたい。
 ※詳細については個別工事・業務の入札説明書を確認いただきたい。